

償却資産（固定資産税）申告の手引き

I. 償却資産のあらまし

1. 償却資産とは

土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、税務会計（法人税・所得税）において、減価償却の対象になる資産

のことをいい、具体例としては、下記の表のようなものがあげられます。

【償却資産の種類と具体例】

構造物	庭園、門、塀、舗装路面、立体駐車場 など
機械・装置	加工機械、製造機械、建設工業機械、機械駐車場設備 など
船舶・航空機	ボート、遊漁船、ヘリコプター など
車両・運搬具	フォークリフト など（自動車税及び軽自動車税の対象を除く。）
工具・器具 備品	事務机、椅子、キャビネット、応接セット、音響機械、パソコン等 OA 機器、看板、金庫 など

◆ 事業の用に供することができる資産とは

現に事業の用に供されている資産はもちろんのこと、事業の用に供する目的をもって所有され、かつ、それが事業の用に供することができる状態にあるものであれば含まれます。

<事例>

・工場移転等の理由で一時的に使用を休止しているが、事業の用に供する目的で所有され、かつ、事業の用に供することができる状態にある資産（遊休資産）

→ ○ 申告対象になります。

・現在使用されていない資産で、将来も使用できないような廃棄同様の状態にあるもの及び将来においても使用できないことが客観的に明確であるもの（用途廃止資産）

→ × 申告対象にはなりません。

◆ 減価償却の対象となる資産とは

企業が現実に減価償却を行っている資産はもちろんのこと、そうではない場合でも、本来減価償却されるべき性格の資産であれば含まれます。

Q. 赤字のため減価償却を行っていない資産でも、償却資産の申告対象になりますか？

A. たとえ現実に減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却されるべき性格の資産であれば、**申告対象になります。**

Q. 耐用年数が経過して償却済みとなった資産でも、課税は行われますか？

A. 償却済み資産であっても、事業の用に供することができる限りは**課税されます。**

2. 少額資産について

少額資産は、税務会計（法人税・所得税）の処理（償却方法）に応じて、取扱いが異なります。下の表で○がついている資産は、償却資産の申告対象になります。

償却方法 取得価額	個別減価償却	中小企業特例(※1)	一時損金算入(※2)	3年一括償却(※3)
10万円未満	○	(※4)	×	×
10万円以上 20万円未満	○	○		×
20万円以上 30万円未満	○	○		
30万円以上	○			

※1 租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の規定により、取得価額が10万円以上～30万円未満の資産を一時的に損金（必要な経費）に算入するもの。

※2 法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条の規定により、取得価額が10万円未満又は使用可能期間が1年未満の資産を一時的に損金（必要な経費）に算入するもの。

※3 法人税法施行令第133条の2第1条又は所得税法施行令第139条第1項の規定により、取得価額が20万円未満の資産を3年で均等償却するもの。

※4 旧租税特別措置法第28条の2又は第67条の8の規定により、取得価額が10万円未満で中小企業の特例を適用した資産は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得したもののみ、償却資産の申告対象になります。

また、地方税法施行令第49条ただし書きの規定により、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産（平成20年4月1日以降契約分）で取引取得価額が20万円未満の資産については、償却資産の申告対象外となります。（上の表で申告対象となっている場合でも、当該リース資産については、申告対象外となります。）

3. 自動車等について

自動車等については、下の表のとおり、車両の分類ごとに対象となる税目が決まっています。陸運局への登録の有無にかかわらず**大型特殊自動車**（フォークリフト、ロードローラやブルドーザなど）のみが、償却資産の申告対象になりますので、ご注意ください。

◆ 車両の分類（道路運送車両法施行規則）と対象税目

普通自動車		自動車税
小型自動車	二輪以外	
	二輪	軽自動車税
軽自動車		
原動機付自転車		
小型特殊自動車		
大型特殊自動車 (分類番号が「0, 00～09, 000～099」 「9, 99～99, 900～999」の車両)		固定資産税（償却資産）

Q. カーナビゲーションは、償却資産の申告対象になりますか？

A. 自動車税（又は軽自動車税）の対象である自動車等に取り付けられたカーナビゲーション等の機器については、性能、型式、構造等が自動車用として特別に設計されており、自動車固有の装置と認められますので、**申告対象にはなりません。**

4. その他申告対象から除外されるもの

次のものは、償却資産の申告対象となりません。

- (1) 無形減価償却資産（特許権、ソフトウェアなど）
- (2) 繰延資産
- (3) 棚卸資産（商品、貯蔵品など）
- (4) 書画・骨とうのように、時の経過によりその価格が減少しない資産
 ※ 複製のようなもので、単に装飾目的にのみ使用されているものは、減価償却の対象となるため、申告対象になります。
- (5) 牛、馬、果樹その他の生物（耐用年数省令別表第4「生物の耐用年数表」が適用されるもののことで、観賞用、興行用等のものは除きます。）

5. 改良費（資本的支出）について

償却資産の改良のために支出した金額で、税務会計（法人税・所得税）において、「資本的支出」に該当するものについては、それを一つの償却資産として申告していただく必要があります。

6. リース資産について

リースに供されている資産の申告義務は、原則として資産の所有者であるリース会社にあります。

ただし、それが実質的に割賦（分割）販売であると認められる場合（リース期間終了後に譲渡されることになっている場合など）は、ユーザー（買主）が申告を行う必要がありますのでご注意ください。

※ 平成 19 年度税制改正により、平成 20 年 4 月 1 日以降に契約を締結した所有権移転外ファイナンスリース取引については、税務会計（法人税・所得税）において、売買取引として取り扱われることとなりましたが、償却資産の申告につきましては、従来どおり（リース会社（貸主）からの申告）取扱いとなります。

7. テナントが家屋に取り付けた附帯設備の取扱い

家屋所有者以外の方（以下「テナント」といいます。）が、その事業の用に供するため家屋に取り付けた附帯設備については、テナントから償却資産として申告していただく必要があります。（地方税法 343 条第 9 項）

（附帯設備の例）

木造家屋	外壁、内壁、天井、造作、床、建具、建築設備など
非木造家屋	外周壁骨組、間仕切骨組、外部仕上、内部仕上、床仕上、天井仕上、屋根仕上、建具、建築設備など

8. 自己所有家屋における附帯設備の取扱い

自己所有家屋における附帯設備のうち、次の(1)～(4)に該当するものは、固定資産税における家屋の評価に含まれませんので、経理上の区分（建物や建物附属設備勘定に計上されるなど）にかかわらず、償却資産の申告対象となります。

＜償却資産として申告していただく必要があるもの＞

(1) 特定の生産又は業務の用に供されるもの

例：店舗のネオンサイン

工場等における機械の動力源である電気設備

冷凍倉庫における冷凍設備

ホテル、百貨店、病院等における厨房設備、洗濯設備 など

(2) 独立した機械としての性格が強いもの

例：受変電設備、予備電源設備、発電設備

中央監視制御装置

機械駐車設備 など

(3) 取り外しが容易で、家屋と構造上一体となっていないもの

例：ルームエアコン（壁掛・据置型など）

簡易間仕切り など

(4) 屋外に設置されているもの

例：屋外に設置された電気の配線、ガス・水道の配管

外構（舗装路線、門、塀） など

※ 家屋と償却資産の具体的な区分については、次ページの表の例を参考にしてください。

※ 建物や建物附属設備勘定で経理されている資産で、償却資産の申告対象となるものについては、資産の種類を 1（構築物）として申告してください。

<参考>家屋と償却資産の区分例

	設備の種類	家屋に含めるもの	償却資産とするもの
電気設備	受変電設備		受変電設備一式
	予備電源（蓄電池）設備		予備電源（蓄電池）設備一式
	発電設備	家屋一体建材の太陽光発電設備	発電設備一式
	中央監視制御装置		中央監視制御装置
	動力配線設備	右記以外の設備	特定の生産又は業務用の設備 （工場等における機械の動力源など）
	電灯コンセント配線設備	設備一式	
	電灯照明設備	右記以外の証明設備	特定の業務用の設備（ネオンサイン、投光器スポットライトなど）
	電話設備	配管、配線、ボックス類	電話機、交換機、電源装置
	インターフォン設備		機器（新機、子機）
	拡声装置（放送）設備		機器（マイクロフォン、アンプなど）
	工業用テレビジョン（監視カメラ等）設備		機器（監視カメラ、受信機）
	自動車管制装置	設備一式	
	盗難非常通報装置		
衛生設備	給排水設備	右記以外の設備	特定の生産又は業務用の設備
	ガス設備		
	中央式給湯設備	配管、ボイラー、貯湯槽	独立煙突、煙道
	衛生器具設備	大小便器、洗面器、浴槽、キッチンユニット、流し台	
空調設備	冷暖房設備	家屋と一体となっている設備 （天吊、天井埋込型など）	ルームエアコン（壁掛・据置型など）
	換気設備	設備一式	
防災設備	火災報知設備	設備一式	
	避雷設備		
	消火設備	消火栓設備、スプリンクラー	ホース、ノズル、ガスボンベ、消火器
その他	運搬設備	エレベーター、リフト、ダムウエーター、エスカレーター	
	機械駐車設備		駐車機械装置、ターンテーブル装置
	厨房設備	サービス設備以外の設備	顧客の求めに応じる（百貨店、旅館、飲食店、病院等）サービス設備
	洗濯設備		

※ 屋外に設置されている設備（屋外給排水設備、電気引込設備等）については、上表にかかわらず「償却資産」になります。上表はあくまで一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

Ⅱ．償却資産の申告

1．一般の申告方法

所定の申告用紙により申告していただくもので、具体的な申告方法等は次のとおりです。

※ 複数の自治体に資産が所在する場合は、自治体ごとに申告書を作成してください。

(1) 本年度初めて申告をされる方は

全資産を申告してください。

申告対象	本年1月1日現在、香芝市内に所有するすべての償却資産
提出書類	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書（増加資産・全資産用）

※ 該当資産がない場合は、①償却資産申告書【18 備考】欄にその旨を記入して提出してください。また、本年度以前の過去の申告がお済みでない所有者の方は合わせて申告してください。

(2) 前年度以前から申告されている方は

同封の【種類別明細リスト】
により、前年度の課税内容を
確認



資産の増減を
申告してください。

申告対象	① 前年中の増加資産及び減少資産 ② 前年度まで申告もれになっていた資産
提出書類	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書（増加資産・全資産用） ③ 種類別明細書（減少資産用）

※ 前年中に資産の増減がない場合でも、①償却資産申告書は必ず提出してください。その場合は、申告書【18 備考】欄にその旨を記入して提出してください。

※ 廃業、転出等により該当資産がすべてなくなった場合は、申告書【18 備考】欄にその旨を記入して提出してください。

2. 企業電算申告について

企業電算申告書（評価額等を自ら計算して申告する方法）を行う場合は、次の事項に従って申告書を作成してください。

(1) 企業電算申告の要件

ア 毎年、評価額等を正確に算出して、申告書の所定の欄に記入すること。（評価計算の方法はⅢ．償却資産の評価と課税を参照してください。）

イ 毎年、全資産について種類別明細書を作成して提出すること。

(2) 提出書類と注意点

ア 本市から送付した申告用紙を使用しない場合は、総務省に定める様式と同様に作成し、申告してください。

イ 種類別明細書（全資産）については、価額（決定価格）、課税標準額等についても記入してください。

ウ 課税標準の特例の適用がある場合、その資産の一覧表を作成して添付してください。

※企業電算申告から一般の申告方法に変更される場合は、初めて申告される場合と同様に、全資産の申告が必要となりますのでご注意ください。

3. 電子申告について

eLTAX（地方税ポータルシステム）により、所定の手続きにしたがって、インターネット上から申告データを送信していただく方法です。

※初めて電子申告を行う場合は、電子証書等を取得されたうえで、eLTAX のホームページから利用の届出を行い、事前に地方公共団体の審査を受けていただく必要があります。

詳しくは、下の表の問い合わせ先までお尋ねください。

ご質問の内容	お問い合わせ先	受付日	受付時間
技術的なご質問（利用届出や申告方法の手続等）	○ヘルプデスク →（一般電話・携帯電話）0570-08-1459 ○eLTAX（エルタックス）のホームページ → https://www.eltax.lta.go.jp	月曜～金曜 （土、日、祝祭日、年末年始 12/29～1/3 は休業）	9:00～17:00
申告内容に関するご質問	○香芝市役所課税課課税係 （電話）0745-76-2001(代)		8:30～17:15

Ⅲ. 償却資産の評価と課税

1. 償却資産の評価

償却資産については、次の算式等により評価計算が行われます。

なお、法人税・所得税における減価償却計算とは異なる部分がありますので、ご注意ください。

前年中に取得した資産		$\text{取得価額} \times \left(1 - \frac{r}{2}\right)$
前年前に取得した資産	前年度以前から課税されているもの	前年度評価額 $\times (1 - r)$
	新たに課税されることになるもの	$\text{取得価額} \times \left(1 - \frac{r}{2}\right) \times (1 - r)^{n-1}$

r：減価率　n：当該資産の取得日から賦課期日までの経過年数（1年未満の端数は1年とします。）

◆ 評価額の最低限度

上記の算式で算出した額が、取得価額の5%を下回る場合は、当該の「取得価額の5%」の額が評価額になります。

◆ その他、法人税・所得税における制度との関係

法人税・所得税における制度	償却資産（固定資産税）における取扱い	提出いただく書類
圧縮記帳	× 適用されません。	—
特別償却・割増償却	× 適用されません。	—
増加償却	○ 適用されます。	税務署長への届出書の写し
短縮耐用年数の適用	○ 適用されます。	国税局長の承諾書の写し又は国税局長への届出書の写し

◆ 減価残存率表

旧定率法（平成 19 年度税制改正前の定率法）による償却率が適用されます。

耐用 年数	減価率	減価残存率		耐用 年数	減価率	減価残存率		耐用 年数	減価率	減価残存率	
		前年中 取得分	前年前 取得分			前年中 取得分	前年前 取得分			前年中 取得分	前年前 取得分
		(1-r/2)	(1-r)			(1-r/2)	(1-r)			(1-r/2)	(1-r)
1	-	-	-	16	0.134	0.933	0.866	31	0.072	0.964	0.928
2	0.684	0.658	0.316	17	0.127	0.936	0.873	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	18	0.120	0.940	0.880	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	19	0.114	0.943	0.886	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	20	0.109	0.945	0.891	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	21	0.104	0.948	0.896	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	22	0.099	0.950	0.901	37	0.060	0.970	0.940
8	0.250	0.875	0.750	23	0.095	0.952	0.905	38	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	24	0.092	0.954	0.908	39	0.057	0.971	0.943
10	0.206	0.897	0.794	25	0.088	0.956	0.912	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	26	0.085	0.957	0.915	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	27	0.082	0.959	0.918	50	0.045	0.977	0.955
13	0.162	0.919	0.838	28	0.079	0.960	0.921	55	0.041	0.979	0.959
14	0.152	0.924	0.848	29	0.076	0.962	0.924	60	0.038	0.981	0.962
15	0.142	0.929	0.858	30	0.074	0.963	0.926	75	0.030	0.985	0.970

2. 償却資産の課税

1 課税対象	本年1月1日（賦課期日）現在に香芝市内に所有されている償却資産
2 課税標準	原則として、決定価格が課税標準額となります。 ・課税標準の特例が適用される資産については、「決定価格×特例率」
3 免 税 点	課税標準額（全資産合計）150万円未満の場合は課税されません。 ・免税点未満である場合も申告は必要です。
4 税率・税額	課税標準額（千円未満切捨）×税率（1.4%）＝税額（百円未満切捨）
5 納 期	4月，7月，12月，翌年2月の4回の納期に分けて、納税していただくことになります。

3. 償却資産の調査について

香芝市では、償却資産の申告が適正に行われているかを確認するため、償却資産の調査を実施しています。

調査のため、法人税（所得税）申告書類や決算書類（減価償却資産明細書（固定資産台帳）、賃借対照表等）の開示又は写しの提出を求める場合がありますので、ご協力をよろしくお願いします。

また、調査の結果、誤り・過不足等がある場合は、修正分の申告をお願いすることもあります。その場合には、資産の取得・除却年次に応じて過年度分についても遡及して税額の変更をすることがありますので、あらかじめご了承ください。